毎週　火曜日・金曜日（祝祭日に当たるときは翌日発行）　発行人　大分県　編集　㈱佐伯コミュニケーションズ　（定価　一箇年　三万八千八百八十円）

大分県報

令和三年
第二五九号
十一月十二日
（金曜日）

目次

告示
大分県商品流通調査の実施……一
瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請……一
付保義務の発生（三件）……二
公告
土地改良区の役員の就退任……三
県営土地改良事業の工事の完了……四
落札者等の公示……四

○告示

大分県告示第六百三十二号

大分県統計条例（平成二十一年大分県条例第十四号）の規定に基づき、大分県商品流通調査を次のとおり実施する。

令和三年十一月十二日

大分県知事　広　瀬　勝　貞

一　調査の目的

大分県産業連関表を作成するための基礎資料を得るため、県内の製造業事業所における製品の地域別出荷先等を調査し、本県の製品の流通状況を把握することを目的とする。

二　調査事項

令和二年一月一日から同年十二月三十一日までの一年間における次に掲げる事項

製造品の自工場生産額、自工場消費額、輸出向け出荷額、国内向け出荷額及び国内向け出荷額の消費地別構成比

三　調査の範囲

日本標準産業分類の大分類「製造業」（生コンクリート製造業を除く。）のうち、別に定める「商品流通調査品目分類表」に掲げる品目を生産する事業所

四　調査の期日

令和三年十二月十七日

五　調査の方法

別に定める調査票を用い、事業主の自計申告とする。

大分県告示第六百三十三号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置の許可申請があった。

なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。

令和三年十一月十二日

大分県知事　広　瀬　勝　貞

一　申請の概要

1　申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名

宇佐市大字石田百七十七―一

戸田建設株式会社　九州支店　香下トンネル工事作業所

所長　奥　博　志

2　特定事業場の所在地及び名称

宇佐市院内町香下

戸田建設株式会社　九州支店　香下トンネル工事作業所

3　設置される特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第五十五号　生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント

種類	バッチャープラント
能力	二五㎥／時
工事着手予定年月日	令三・一二・八
工事完成予定年月日	令三・一二・二八
使用開始予定年月日	令四・一・一七

使用時間間隔	間欠				
一日当たりの使用時間	約三時間				
使用の季節的変動	なし				
汚水等の一日当たりの量	単位	m³／日	六		
		通常の値	最大の値		
汚水等の状態の値	項目	単位	通常の値	最大の値	
	水素イオン濃度	／	一一	一二	
	生物化学的酸素要求量	mg／ℓ	一〇	一五	
	化学的酸素要求量	mg／ℓ	一〇	一五	
	浮遊物質量	mg／ℓ	一、五〇〇	三、〇〇〇	
	窒素含有量	mg／ℓ	一〇	二〇	
	りん含有量	mg／ℓ	一・五	二・〇	
4 汚水等の処理の方法	種類		濁水処理設備		
	処理方式		炭酸ガスによる中和及び造粒沈殿・繊維ろ過方式		
	能力		三〇m³／時		
	構造		鋼板製		
	主要寸法		縦一一・〇m×横一五・〇m×高さ五・八九二m		
	工事着手予定年月日		令三・一二・二一		
	工事完成予定年月日		令三・一二・二七		
	使用開始予定年月日		令四・一・一七		
	使用時間間隔		連続		
	一日当たりの使用時間		二四時間		
	使用の季節的変動		なし		
	汚水等の一日当たりの量	単位	m³／日	通常の値 処理前	三六〇
				通常の値 処理後	三六〇
				最大の値 処理前	七二〇
				最大の値 処理後	七二〇

汚水等の状態の値	項目	単位	通常の値		最大の値	
			処理前	処理後	処理前	処理後
	水素イオン濃度	／	一一	五・八～八・六	一二	五・八～八・六
	生物化学的酸素要求量	mg／ℓ	一〇	一〇	一五	一五
	化学的酸素要求量	mg／ℓ	一〇	一〇	一五	一五
	浮遊物質量	mg／ℓ	一、五〇〇	一五	三、〇〇〇	二〇
	窒素含有量	mg／ℓ	一〇	一〇	二〇	二〇
	りん含有量	mg／ℓ	一・五	一・五	二・〇	二・〇

5 排出水の量及び汚染状態の値

排水口名	一日当たりの排出水量	単位	通常の値	最大の値
		m³／日	三五〇	七〇〇
№1	汚水等の状態の値	項目	通常の値	最大の値
		単位		
		水素イオン濃度	五・八～八・六	五・八～八・六
		生物化学的酸素要求量	mg／ℓ 一〇	一五
		化学的酸素要求量	mg／ℓ 一〇	一五
		浮遊物質量	mg／ℓ 一五	二〇
		窒素含有量	mg／ℓ 一〇	二〇
		りん含有量	mg／ℓ 一・五	二・〇

二　事前評価に関する書面の縦覧期間及び縦覧場所

1　縦覧期間

令和三年十一月十二日から同年十二月三日まで

2　縦覧場所

大分県生活環境部環境保全課及び宇佐市役所

大分県告示第六百三十四号

安岐町加入区について、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の

二第二項の規定による届出を審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

令和三年十一月十二日

大分県知事　広　瀬　勝　貞

大分県告示第六百三十五号

守江加入区について、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

令和三年十一月十二日

大分県知事　広　瀬　勝　貞

大分県告示第六百三十六号

大神加入区について、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

令和三年十一月十二日

大分県知事　広　瀬　勝　貞

○公　告

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、玖珠町土地改良区（玖珠郡玖珠町）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

令和三年十一月十二日

大分県知事　広　瀬　勝　貞

（退任役員）

役名	氏名	住所
理事	武石俊一	玖珠郡玖珠町大字小田八九三番地の一
〃	秋好憲生	〃　大字戸畑七二三六番地の一
〃	衛藤卓志	〃　大字日出生一九三〇番地
〃	森　久一郎	〃　大字大隈六一一番地
〃	繁田博之	〃　大字大隈一四一九番地
〃	本田輝夫	〃　大字古後一一九三番地
〃	梶原憲夫	〃　大字古後三五七五番地
〃	稲葉考徳	〃　大字小田一〇六四番地
〃	秋好憲太郎	〃　大字戸畑八二番地の五
〃	藤原雄二	〃　大字山田三七三番地
〃	大倉義典	〃　大字塚脇一五〇番地
〃	河島綱記	〃　大字山下一三七六番地の一
〃	長田裕一郎	〃　大字日出生一〇三八番地の六
〃	石井龍文	〃　大字戸畑二六五一番地
監事	江隈郷一	〃　大字小田二二四一番地の一
〃	小田原利美	〃　大字塚脇七八五番地の二
〃	宿利忠明	〃　大字古後二九七二番地

（就任役員）

役名	氏名	住所
理事	武石俊一	玖珠郡玖珠町大字小田八九三番地の一
〃	秋好憲生	〃　大字戸畑七二三六番地の一
〃	河島綱記	〃　大字山下一三七六番地の一
〃	繁田博之	〃　大字大隈一四一九番地
〃	藤原雄二	〃　大字山田三七三番地
〃	穴本俊則	〃　大字戸畑一四八一番地の七
〃	麻生静馬	〃　大字大隈九五七番地

〃	小幡友昭	〃　大字山田七三九番地の二
〃	衞藤榮一	〃　大字日出生九三七番地の二二
〃	安部純一	〃　大字塚脇七七〇番地の三
〃	稲葉考徳	〃　大字小田一〇六四番地
〃	角野康志	〃　大字古後二九二八番地
〃	幸野　太	〃　大字日出生二三四六番地
〃	宿利正則	〃　大字古後二二五三番地
〃	宿利三良	〃　大字綾垣一五五二番地の一
〃	穴井貞義	〃　大字山田二五七九番地の一
〃	石井龍文	〃　大字戸畑二六五一番地
監事	秋吉徹成	〃　大字戸畑二九五二番地の一
〃	松本義臣	〃　大字山下一九九二番地の三

次のとおり県営土地改良事業の工事を完了した。

令和三年十一月十二日

大分県知事　広　瀬　勝　貞

事業名	着手年月日	完了年月日
県営耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業（区画整理）（小富士地区一工区）	平二四・九・二五	平二七・六・二九
県営耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業（区画整理）（小富士地区二工区）	平二四・九・二九	平二八・二・二六
県営耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業（区画整理）（小富士地区三工区）	平二七・一〇・一	令三・三・二六

次のとおり落札者等について公示する。

令和三年十一月十二日

大分県知事　広　瀬　勝　貞

一　落札に係る物品等の名称及び数量
　大分県防災映像公開システム機器　一式
二　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
　大分県土木建築部建設政策課
　大分市大手町三丁目一番一号
三　落札者を決定した日
　令和三年十月八日
四　落札者の氏名及び住所
　株式会社ＪＥＣＣ　専務取締役　依　田　　茂
　東京都千代田区丸の内三丁目四番一号
五　落札金額
　五十一万八千八百七十円（月額。消費税及び地方消費税相当額を含む。）
六　契約の相手方を決定した手続
　一般競争入札
七　一般競争入札の公告をした日
　令和三年八月二十七日